

若草寮コミュニティホールの利用規約

若草寮のコミュニティホールは地域の方々に開放しているスペースですが、あくまで「児童養護施設の一部」ですので、その点をご了承頂いた上でのご利用をお願いしています。施設の行事等がある場合には、当方の事情を優先することがあります。

1 登録できる団体の条件

- ① 一定のメンバーで活動する団体であること。
- ② 営利を目的にしないこと。
- ③ 特定の政治活動、宗教活動に利用しないこと。

2 利用申請について

- ① 「団体カード」(別紙)に必要事項を記入して下さい。当方で審議の上、ご利用頂けるかどうかを後日ご連絡します。
- ② 登録済みの団体は、希望日時を事前に若草寮に伝えて下さい。連絡日から 3 ヶ月先まで予約可能です。申込可能な時間帯は、月～金の 9:30～17:00 です。電話 (03-3377-6445) か直接受付までお越し下さい。上記以外の時間帯では受け付けておりませんので、ご了承下さい。

3 利用時間

- ① 月・水：午前 10 時～午後 8 時、金：午前 10 時～午後 3 時
 - ② 土日祝：午前 10 時～午後 5 時
- ※ 火・木：使用不可

なお、利用時間はその予約時間内に限らせて頂いており、それより前にお越し頂いてもご入館頂けません。また利用後は、利用状況の確認にお立会い下さい。次の予定が控えている場合もありますので、確認のための時間を含め、時間内での利用をお願い致します。

4 利用料

- ① 1 回 1000 円、3 時間までとします。
- ② 3 時間の利用後、利用時間内でかつ継続して利用可能な状況であれば、1 時間毎 500 円の追加利用料で時間の延長が可能です。
- ③ ボランティア団体等は、利用料が免除になることもあります。

5 利用にあたって

① 平日 (午前 10 時～午後 8 時)

利用の前後は受付に声を掛けて下さい。

利用後、「利用申請書」に必要事項を記載し、利用料を支払い、領収書をお受け取り下さい。

「利用申請書」の確認事項に沿って、利用状況を職員が確認させていただきますので、お立ち会い下さい。

※終了時刻が午後 5 時を過ぎる場合は、受付職員が不在になりますので、内線 42 (つながらない場合は 43) にご連絡下さい。

② 土日祝（午前10時～午後5時）

若草寮の玄関にあるインターホンを押して下さい。職員が開錠しに来ます。職員が来ない場合には、お手数ですが電話（03-3377-6445）でご連絡下さい。

利用後は平日と同様、「利用申請書」に必要事項を記載し、利用料を支払い、領収書をお受け取り下さい。

「利用申請書」の確認事項に沿って、利用状況を職員が確認させていただきますので、お立ち会い下さい。

③ キャンセルの場合

やむを得ずキャンセルされる場合は、なるべく早くご連絡下さい。電話連絡で構いません。

6 利用後について

利用後は現状復帰をして下さい。

「利用申請書」にもある、以下の点検項目を必ずご確認下さい。

【点検項目】

- ① 使用した備品は元の状態に戻して下さい。
- ② ごみは持ち帰って下さい。
- ③ 忘れ物のないように確認して下さい（トイレの中も見て下さい）
- ④ エアコンのスイッチは消して下さい。
- ⑤ 電気を消して下さい。

7 禁止事項【必ず守ってください】

- ① 施設内（駐車場や玄関前の道路も含む）は、禁煙です。ご協力をお願いします。
- ② 団体の名義貸しを行わないで下さい。
- ③ 火薬類など危険物を持ち込まないで下さい。
- ④ 利用する備品として「利用申請書」で申請したもの以外は、利用しないで下さい。

8 変更届について

団体の名称・代表者等に変更があった場合は、変更内容を若草寮にご連絡下さい。

9 非常時について

- ① 火災・震災等、非常の場合は、避難経路に従って速やかに避難して下さい。
- ② コミュニティホール入口の非常ベルが鳴ります。
- ③ 若草寮職員は入所児童への対応を最優先しますので、移動・避難は各団体が責任を持って行って下さい。

10 会員名簿の取扱いについて

- ① ご記入頂いた個人情報、社会福祉法人わかさ会で適切に管理します。
- ② 団体ならびに個人名を把握する目的以外には使用しません。